

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十五号

広島県人口移動統計調査規則の一部を改正する規則

広島県人口移動統計調査規則（昭和四十年広島県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十号」を「第十三号」に改め、同項第一号中「男女別人口」を「男女別及び年齢階級別人口」に改め、同項に次の三号を加える。

十一 自発的移動の有無

十二 単身赴任の有無

十三 移住・定住情報の認知度及び利用度

別記様式第一号及び別記様式第二号を次のように改める。

(表面)

様式第1号(第6条関係)

広島県

人口移動統計調査甲調査票

(平成 年 月分)

市区町名 _____

市区町村コード		
1		3

I 日本人

① 人口

(単位:人)

区分	前月末日人口(A)	今月末日人口		
		男	女	計(A+B-C)
4 5 0 1		6 12	13 19	20 26

注 前月末日人口(A)に、記載数(B)を加え、消除数(C)を減じたものが、今月末日人口となる。

② 住民票記載、消除数

(単位:人)

記 載				消 除			
転入者数	出生者数	その他(増)	計(B)	転出者数	死亡者数	その他(減)	計(C)
34 38 39 43	44 48 49 53	54 58 59 63	64 68 69 73				

注1 記載欄中の「転入者数」には転入届による記載者数を、「出生者数」には出生届又は出生の通知による職権記載者数を、「その他(増)」には転入及び出生以外の事由による記載者数(帰化等の届出をした者の数を含む。)を記入すること。

2 消除欄中の「転出者数」には転出届による消除者数を、「死亡者数」には死亡届又は死亡の通知による職権消除者数を、「その他(減)」には転出及び死亡以外の事由による消除者数(国籍喪失の届出をした者の数を含む。)を記入すること。

II 外国人

① 人口

(単位:人)

区分	前月末日人口(A)	今月末日人口		
		男	女	計(A+B-C)
4 5 0 2		6 12	13 19	20 26

注 前月末日人口(A)に、記載数(B)を加え、消除数(C)を減じたものが、今月末日人口となる。

② 住民票記載、消除数

(単位:人)

記 載				消 除			
転入者数	出生者数	その他(増)	計(B)	転出者数	死亡者数	その他(減)	計(C)
34 38 39 43	44 48 49 53	54 58 59 63	64 68 69 73				

注1 記載欄中の「転入者数」には転入届による記載者数(住民基本台帳法第30条の46の届出をした者の数を含む。)を、「出生者数」には出生届又は出生の通知による職権記載者数を、「その他(増)」には転入及び出生以外の事由による記載者数(国籍喪失の届出及び住民基本台帳法第30条の47の届出をした者の数を含む。)を記入すること。

2 消除欄中の「転出者数」には転出届による消除者数を、「死亡者数」には死亡届又は死亡の通知による職権消除者数を、「その他(減)」には転出及び死亡以外の事由による消除者数(帰化等の届出をした者の数を含む。)を記入すること。

III 世帯数

(単位:世帯)

今月末日 日本人世帯数(A)	今月末日 外国人世帯数(B)	今月末日 複数国籍世帯数(C)	今月末日 世帯数(A+B+C)
			27 33

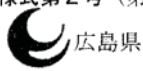
(裏面)

IV 日本人及び外国人の5歳階級別の今月末日人口

(単位：人)

区分	日本人		外国人	
	男	女	男	女
0～4歳				
5～9歳				
10～14歳				
15～19歳				
20～24歳				
25～29歳				
30～34歳				
35～39歳				
40～44歳				
45～49歳				
50～54歳				
55～59歳				
60～64歳				
65～69歳				
70～74歳				
75～79歳				
80～84歳				
85歳以上				
計				

注 計の数値と前頁における今月末日人口の数値がそれぞれ一致していることを確認すること。



人口移動統計調査乙調査票

整理番号			

調査への御回答のお願い ※この調査は広島県人口移動統計調査規則に基づいて実施しています。

- この調査は、どのような年齢の人が、どのような理由で移動するのかなどを調べ、県や市町における定住促進対策などの**地域づくりの基礎資料**を得ること目的として行っています。
- 御回答いただいた内容は、統計資料を作成するために使用され、個人が特定されることはありません。
- 調査への御回答をお願いします。**太枠の中を記入してください。**

1 今回の住民票の届出は、転入ですか、転出ですか。
 どちらかの番号に○をして、住所地（国外の場合は都道府県欄に国名）を記入してください。

		市区町村コード		
1. 転入	県外・国外から来ました。 これまで住んでいたところを記入	都道府県	市郡	区町村
2. 転出	県外・国外へ出ます。 これから住むところを記入	都道府県	市郡	区町村
	県内の他の市町へ出ます。 これから住む市・町を記入		市町	広島市の場合 区名も記入 してください。
3. 広島市内 の区間移動	広島市の区から広島市の他の区へ移動します。 これまで住んでいた区と、これから住む区を記入	これまで 住んでいた区	区	これから 住む区

2 移動する理由は何ですか。主な理由を一つだけ選んで番号に○をしてください。（用語の説明は裏面にあります。）
 また、今回の移動が“自発的な移動”（＝移住）ですか。「はい」「いいえ」のどちらかに○をしてください。

1. 就職	5. 入学・転校	9. 介護
2. 転勤	6. 通勤・通学の便	10. 住宅事情
3. 転業・転職	7. 結婚・離婚・養子縁組	11. その他
4. 退職・廃業	8. 子育て環境上の理由	

今回の移動は自発的な移動(=移住)ですか
 1. はい
 2. いいえ

※自発的な移動(=移住)とは、自らの選択により、新たに住む地域を決めて移り住むことをいいます。

3 移動する全員の方の性別を選んで○をし、出生年月を記入してください。
 また、「1 移動の主な要因となった方」は単身赴任による移動ですか。「はい」「いいえ」のどちらかに○をしてください。

	性別	出生年月
1 移動の主な要因となった方	男・女	(明治・大正・昭和・平成) 年 月
2 一緒に移動する方	男・女	(明治・大正・昭和・平成) 年 月
3 //	男・女	(明治・大正・昭和・平成) 年 月
4 //	男・女	(明治・大正・昭和・平成) 年 月
5 //	男・女	(明治・大正・昭和・平成) 年 月

単身赴任による移動ですか
 1. はい
 2. いいえ

4 移動の主な要因となった方が、15歳の時（中学卒業時）に住んでいた市町村は、この調査票を提出する市町と同じですか。違う場合には、15歳の時の住所地を記入してください。

違う場合

	都道府県		市郡		区町村
--	------	--	----	--	-----

市区町村コード

--	--	--

★現在の市区町村名で回答してください。（不明な場合は、旧市区町村名を記入してください。）

5 今回の移動先（転入先又は転出先）に5年以上住む予定ですか。一つだけ選んで番号に○をしてください。

1. 住む 2. 住まない 3. わからない

※項目4、5は、Uターン（15歳時の住所地が県内、県外から転入し5年以上居住予定）など、交流・定住人口の状況を調べるものです。

6 県や市町が提供している移住・定住に関する情報についてお聞かせください。

1. 知っており利用した 2. 知っているが利用しなかった 3. 知らなかった

この調査票は、市・区・町の窓口へ提出してください。御回答ありがとうございました。

(裏面)

【用語の説明】

(移動する理由)

就 職……………新たな就職，卒業と同時に就職

転 勤……………同一企業内の勤務場所の変更

転業・転職……………現在の仕事・務め先の変更

退職・廃業……………退職や廃業

入学・転校……………学校に入学，転校

通勤・通学の便……………通勤・通学の事情

結婚・離婚・養子縁組……………結婚，離婚，養子縁組など

子育て環境上の理由……………子どもの通園・通学事情，子育てのための親との同居・近居など

介 護……………現在又は将来において親族等の介護を行うため

住宅事情……………新築，転宅など

そ の 他……………上記のどの区分にも該当しないもの

〔例：「転勤等により先に移動した者を，残った家族が後から追って移動する場合」
「社会福祉施設に入所する場合」など〕

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定（「第十号」を「第十三号」に改める部分に限る。）、同項に三号を加える改正規定及び別記様式第二号の改正規定は、平成二十八年十月一日から施行する。